

山口県報

平成 27 年
9月18日
(金曜日)

目 次

- 規則
知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則(学事文書課)……………一
- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要
(環境政策課)……………二
- 特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しなればならない区域の指定(環境政策課)……………三
- 指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課)……………三
- 公告
公共測量の実施(監理課)……………五
- 雑報
県報の正誤(平成二十六年十月七日山口県告示第三百二十九号)……………五
- 県報の正誤(平成二十七年二月十日山口県告示第四十九号)……………五

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す
る。

平成二十七年九月十八日

山口県規則第六十号

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

山口県知事 村岡 嗣 政

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十四年山口県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「法定代理人」を「代理人」に、「並びに本人の氏名、住所及び」を「、本人の氏名及び住所並びに当該代理人が法定代理人である場合にあっては本人の」に改める。

第四条第二号中「法定代理人」を「代理人」に、「その他」を「、委任状その他の」に改める。

第八条第一項及び第九条第一項中「法定代理人」を「代理人」に、「並びに本人の氏名、住所及び」を「、本人の氏名及び住所並びに当該代理人が法定代理人である場合にあっては本人の」に改める。

別記第一号様式中

個人別に行
された番号
等

を

個人番号
個人別に行
された番号
(個人除
く。)

に改める。

別記第二号様式から別記第四号様式までの規定中

本人 ・ 法定代理人

を

本人 ・ 法定代理人 ・ 本人の委任による代理人

に

に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年十月五日から施行する。



山口県告示第三百三十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十七年九月十八日から同年十月八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部生活安全課において公衆の縦覧に供する。

平成二十七年九月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 航空自衛隊防府南基地
住 所 防府市大字田島
 - 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 航空自衛隊防府南基地
所在地 防府市大字田島
 - 三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十二号のし尿処理施設
 - 四 変更しようとする事項の内容
排水の量を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。
- 排水の汚染状態の値及び排水の量

No. 1 排水口	排水口		項目		排出水の一日当たりの量 (m ³)
	変更後	変更前	通 常	最 大	
〃	〃	七	水素イオン濃度 (水素指数)	六	〃
〃	〃	八	化学的酸素要求量 (mg/l)	六	〃
〃	〃	三〇	浮遊物質 (mg/l)	六	〃
〃	〃	三〇	鉍油類 (mg/l)	五	〃
〃	〃	五〇	窒素 (mg/l)	五	〃
〃	〃	一五	リン (mg/l)	二〇	〃
〃	〃	二	燃 料 (mg/l)	二	〃
〃	〃	三		三	〃
〃	〃	七二六		七二六	〃
〃	〃	七二六		七二六	〃

No.20		No.18		No.17		No.9		No.8		No.5		No.4	
排水口		排水口		排水口		排水口		排水口		排水口		排水口	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
七・五		七		七		七		七		七		七	
八・五	六・五	八	六	八	六	八	六	八	六	八	六	八	六
三		三		三		三		三		一〇		三	
五		五		五		五		五		一五		五	
一		五		五		五		五		五		五	
二		一〇		一〇		一〇		一〇		一〇		一〇	
検出せず		検出せず		検出せず		検出せず		検出せず		検出せず		検出せず	
二		二		二		二		二		二		二	
三		三		三		三		三		三		三	
一		一		一		一		一		一		一	
二		二		二		二		二		二		二	
八		一		二		二		一		六		一	
一五		二		四		四		二		二		二	

山口県告示第百三十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十七年九月十八日

一 形質変更時要届出区域

山口県知事 村岡 嗣 政

二 特定有害物質の種類
柳井市南浜三丁目六七〇の八の一部
六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

山口県告示第百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施設要件を次のように変更する予定である。

平成二十七年九月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

長門市渋木字東鐘一二一の一、一二一の二、字西油ケ谷二二八の二、字カタンガ浴二二九の一、字西鐘一三六の一(次の図に示す部分に限る。)、字西山二〇〇の一、二〇〇の三、字幸ヶ迫二八八の一・字東高又三三三の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、三三三の五、字西高ノス三四二の二、俵山字奥西八一八から八二二まで、八二六の一、八二六の二、八二七、字奥八二二の三、八二二の六から八二二の一まで、八二二の三、八二二の四、字金ノ口二九九、一三〇一から一三五まで、一三一七、一三三〇から一三七七まで、一三二八の一から一三二八の三まで、一三三〇、一三三二の二、一三三三の三、一三三三の四、一三三八の一、一三三八の三、一三三八の四、一三三八の六から一三三八の八まで、一三三八の二〇、一三三八の二三、一三三八の二五から一三三八の二八まで、一三三八の三一から一三三八の三三まで、一三三八の三六、一三三八の三七、一三八四の六、字金ノ口本切一三八、字梨木原一三三五、一三三六、一三三七の一、一三三七の三、一三三八、字足河内三三二、一三三八の八(次の図に示す部分に限る。)、一三八四の九、一三八五・一三八九の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、一三八九の六、字二郎太郎三三八四の二、三八〇九の一、三八〇九の五、三八〇九の二〇から三八〇九の二二まで、三八〇九の二一、三八〇九の二五、三八〇九の二六、三八〇九の二九、三八〇九の三一、三八〇九の三九、三八〇九の四四、三八〇九の四七、三八〇九の四八、三八〇九の五〇から三八〇九の五二まで、三八〇九の五四、三八〇九の六五、字中村三二八三から三二八五まで、三二八七の三から三二八七の五まで、三二八八、三二八九、三二九一の一、字弥五郎田三二九一(次の図に示す部分に限る。)、三二九二、三二九二の二、三二九二の四、三二九二の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、三二九三、字岳村三二九五、字中岳三三三三、三三三三の二、三三三三の四から三三三三の六まで、三三三三の二〇、三三三三の二一、三三三三の三、三三三三の四、三三三三の四の二、三三三三の四の三、三三三三の五の二から三三三三の五の三まで、三三三三の九、三三三三の二〇の二から三三三三の二〇の三まで、三三三三の二一から三三三三の二一の四まで、字流田三三四三の五、三三四三の五の二、字深切三三五〇の八、三三五〇の九、字河原川三三五五、四九九五、四九九七、字金ケ口三八〇九、四七八五、四七八六、四七八九

美祢市美東町大田字藤ヶ谷一四三の七、字広がり五七〇の二・五七〇の四から五七〇の六まで(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、五七〇の七から五七〇の九まで、五七〇の一〇(次の図に示す部分に限る。)、五七〇の一から五七〇の一三まで、五七〇の一七、五七〇の一八、五七〇の二〇、字大平五八七の二、五八七の三、五八七の八、五八七の九、七三三、字茶白山六七三、六七三の二(次の図に示す部分に限る。)、二六四四の四、二六四四の五、二六四四の七、二六四四の八、二六四四の一〇から二六四四の二二まで、字赤松原六七三の一(次の図に示す部分に限る。)、字足河内九五六の二二、大嶺町西分字立岩一一二〇の三、一一二〇の五、字中村一三四四の一、一三四四の二、一三四五から一三四七まで、一三四八の二、字慈田一三五四から一三五六まで、一三六五、一三七五から一三八九まで、一六〇七、二四三四の一から二四三四の四まで、二四三五、字桑ノ木ケ浴一三八五の一、一三八五の二、一三八五の三(次の図に示す部分に限る。)、一三八五の五から一三八五の七まで、一三九八、一三九九、一四〇四から一四〇七まで、字久保一三九六、一三九七、一四〇八から一四一〇まで、一四一六から一四一九まで、一四二八、字杉原一八七二の一、一八七二の二、一八七三、美東町綾木字荒田ケ浴二二五〇の四(次の図に示す部分に限る。)、字田ノ尻二二五〇の五、二二五〇の七から二二五〇の一九まで、字代官屋敷二二二八の三・二二二八の五(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩国市周東町用田字永安一七六の一から一七六の三まで、周東町上久原字大歳四六六の一、周東町中山字下村七四七、七五三、七五七、七六一

周南市大字八代字休場八四、八五、八六の一、字地吉原八四の八、大字小松原字荒

瀬九八の一、一〇七の五、一〇七の二五、一〇七の二六、一〇八の三、八六二の二、大字大河内字十万迫一八九、字後谷三二九の一(次の図に示す部分に限る。)、字下別所八七六、八七七(次の図に示す部分に限る。)

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
若国市周東町用田字永安一七六の一から一七六の三まで、周東町上久原字大歳四六六の一
周南市大字大河内字十万迫一八九・字後谷三二九の一・字下別所八七六・八七七(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。



(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(二七) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十七年九月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量及び出来形確認測量)
- 二 作業の地域

三 周南大字久米
作業の期間

平成二十七年九月十八日から平成二十八年三月三十日まで



正 誤

平成二十六年十月七日山口県告示第百二十九号(公有水面の埋立ての免許の出願)

ページ	段	行	誤	正
四	下	左から 一四	同。大。字。平。松。八。六。の。二。二	同。大。字。平。松。八。六。の。二。二
〃	〃	左から 一三	同。大。字。平。松。八。五。の。一	同。大。字。平。松。八。五。の。一

平成二十七年二月十日山口県告示第百四十九号(公有水面の埋立ての免許)

ページ	段	行	誤	正
五	上	一一	同。大。字。平。松。八。六。の。二。二	同。大。字。平。松。八。六。の。二。二
〃	〃	一三	同。大。字。平。松。八。五。の。一	同。大。字。平。松。八。五。の。一

平成二十七年九月十八日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁